

人権デューデリジェンス実績報告（2024年度）

2025年6月



「人権方針」の制定

私たちは、責任ある機関投資家および企業市民として、人権尊重に関する考えを体系化した「人権方針」を2021年10月1日に制定しました。

この「人権方針」は、国際人権章典(世界人権宣言と国際人権規約)、ビジネスと人権に関する指導原則、国連グローバルコンパクトの10原則等、人権に関する国際規範に準拠し、すべての役職員が遵守します。

「人権方針」の骨子

私たちは、次に示す行動等について責任を果たします。

- 社員一人ひとりが能力を最大限発揮し、生き生きと働ける企業文化を醸成すること
- バリューチェーン全体を通じて人権を尊重すること
- すべての役職員が事業活動において人権を尊重するよう、適切な教育・研修を実施すること

人権デューデリジェンス(DD)の実施

「人権方針」に基づき、2022年度から人権DDを実施しています。

人権DDの目的は、当社の事業活動がもたらし得る人権に対する負の影響を特定し、その未然防止および軽減を図ることです。

カテゴリー	アクション	実績（主な事例）
I 投資先企業に関する人権リスク	- 投資不適切企業等への認定 - 人権を意識した議決権行使 - 人権に係るエンゲージメント	2024年1月実施の議決権行使基準改定で導入した事前告知プロセスにより、人権に係る対応が不十分と判断した4社の取締役選任議案において反対行使を実施しました 人権に係るエンゲージメント件数は、229件と前年比ほぼ倍増しました
II 運用委託先における人権リスク	- 委託先118社(前年比2社増加)の人権方針の策定を確認 - 運用プロセスへの人権リスク評価組み入れを要請	現時点で人権リスクは顕在化していません
III 運用以外の委託先における人権リスク	外部委託先176社(前年比20社増加)の状況を調査	現時点で人権リスクは顕在化していません
IV 社内における人権リスク	- 勤務状況の月次モニタリング - 組織文化・職場環境の調査実施	- 月間で時間外勤務が80時間超となった人数を把握しました - 職場環境の調査で「ハラスメント有」との回答比率は前年比微増となりました - 海外現地法人で特段の事案は確認されていません

当社役職員による社外の取引先等（外部業者等）への人権侵害対応



三井住友フィナンシャルグループが構築した「苦情処理(救済)メカニズム」の体制を活用

- 三井住友フィナンシャルグループが2024年10月に「一般社団法人ビジネスと人権対話救済機構(JaCER)」に入会
- 当社における人権侵害の相談窓口の整備
 - JaCERを当社役職員による人権侵害の相談窓口としました
 - 当社HPにJaCER窓口へのリンクを掲載しました
 - 当社の取引先に対して、窓口へのリンクを通知します
- 当社における人権に関する申立て対応
 - 所管部署が内容に応じて調査・対応をします

カテゴリー		対応
I	投資先企業に関する人権リスク	人権リスクに対し、1) 投資不適切企業等への認定、2) 議決権行使、3) エンゲージメントを連動させ、機能しています
II	運用委託先における人権リスク	引き続き、人権方針の制定、運用プロセスにおける人権考慮を働きかけます
III	運用以外の委託先における人権リスク	引き続き、人権リスクの把握を行います
IV	社内における人権リスク	- 一層のハラスメント対策を実施します - 月間時間外勤務が過多の社員に対しては、人事部長が注意喚起および改善策の提出を要請します

重要な注意事項

- 当資料は、情報提供を目的として、三井住友DSアセットマネジメントが作成したものです。特定の投資信託、生命保険、株式、債券等の売買を推奨・勧誘するものではありません。
- 当資料に基づいて取られた投資行動の結果については、当社は責任を負いません。
- 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料に市場環境等についてのデータ・分析等が含まれる場合、それらは過去の実績および将来の予想であり、今後の市場環境等を保証するものではありません。
- 当資料は当社が信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 当資料に掲載されている写真がある場合、写真はイメージであり、本文とは関係ない場合があります。
- 当資料に評価機関等の評価が掲載されている場合、当該評価は過去の一定期間の実績を分析したものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第399号
加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会